

一般質問

11 人の議員が一般質問

幕別町の

ここが聞きたい!!

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者 1 人につき答弁を含め 60 分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
6	谷口 和弥 議員	① 幕別町の花・木・鳥、シンボルマーク等を生かしたまちづくりを
7	小島 智恵 議員	① 住居手当（親族間賃貸借、持ち家）の見直しを ② プレミアム商品券補助の継続を
8	藤谷 謹至 議員	① 幕別町における今後の都市公園等の整備及び管理について
9	小田 新紀 議員	① 学校閉庁日について ② スポーツイベントにおけるレガシーについて
10	東口 隆弘 議員	① 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者の拡大について ② バイオガスプラントの建設に向けて
11	岡本 眞利子 議員	① 公営住宅の募集のあり方と管理状況 ② 若者世帯、子育て世帯への支援の拡充
12	荒 貴賀 議員	① 「幕別町中小企業振興条例」の制定を
13	内山 美穂子 議員	① 町の情報発信が魅力ある町づくりにつながるよう新たな取組を
14	中橋 友子 議員	① 「子どもの権利条例」を町民みんなのものに ② ゆとりある学校教育の推進を
15	板垣 良輔 議員	① 高齢者が安心して暮らせる政策の充実を
16	野原 恵子 議員	① 性の多様性を尊重する手立てを ② 若者・大人の「ひきこもり」支援の手立てを

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



谷口 和弥 議員
(拓政会)



幕別町と忠類村の「合併10周年記念事業」として、「幕別町の魅力を再発見するとともに、未来に向けた郷土愛を育むこと」を目的に、幕別町の花を「しばざくら」、町の木を「かしわ」、町の鳥を「おおはくちょう」、併せて「シンボルマーク」と「ご当地ナンバープレート」を制定した。

(1) 幕別町の花・木・鳥の周知をどのように工夫しているか。
(2) 幕別町の公共用地に「しばざくら」の植栽を広げる考えはあるか。また、「公区環境美化支援事業」を活用した「しばざくら」の苗の植栽について、どのように促進しているかとしていくか。

(3) 「シンボルマーク」と「マスコットキャラクター」の使用状況は。
(4) 「ご当地ナンバープレート」の使用状況と、その評価は。
(5) 国土交通省は、「自動車用ご当地ナンバー」に、道内から「苦小牧」と「知床」の2地域を採用すると発表した。新地名に加え、景

問 幕別町の花・木・鳥、シンボルマーク等を生かしたまちづくりを

答 郷土に対する愛着とさらなる一体感の醸成を図るべく、効果的に活用していく

勝地や名所のイラストをあしらった自動車のナンバープレートが交付可能になる制度である。「とかち(仮称)ナンバー」の交付に向け、幕別町が先頭に立ち、管内18町村で協議すべきと考えるがどうか。

(3) シンボルマークは、J A幕別町青年部の役員用名刺のほか、消費者協会や老人クラブ連合会の配布物等への使用、民生委員・児童委員の名刺など、合わせて6件の使用があった。マスコットキャラク

町長

(1) 今年度から新たに汚水

樹などのマンホールの蓋に町花やシンボルマークをデザインしたものを作製し、60か所のマンホールに使用するなど、様々な方法により周知に努めている。また、住民票や町税証明書の台紙に町花等のデザインの印刷を予定している。
(2) 公区などの協力をいただきながら、公共施設の花壇や植樹枒など一定のスペースを活用した植栽や、事業所・農村環境の整備団体にも協力要請を行っていく。「しばざくら」を植栽していただいた公区の取組事例について、公区長会議、出前講座等で紹介するとともに、事業の内容やあり方について協議・検討を行い、利用促進を図りたい。

幕別町の花・木・鳥(平成28年2月6日制定)の紹介は、次のような親しまれる工夫を

◎町の花「しばざくら」



ピンクや白などのかわいらしい花を咲かせます。小さな花が密集して咲き誇る様子から、「合意」「一致」「読心な心」という花言葉が付けられています。青色や白色系には「燃える恋」「煌(きら)めく愛」という花言葉もあります。

◎町の木「かしわ」



かしわは落葉樹ですが、秋に葉が枯れても翌年の春に新芽が芽吹くまで葉が落ちることがないという特性から「代が途切れない」縁起物とされ、柏餅を包むのに用いられます。

◎町の鳥「おおはくちょう」



つがいになると一生同じパートナーと生活を共にします。その絆はたいへん強く、冬の終わりとともに一斉に群れが飛び立っても、傷ついて飛べなくなったパートナーに付き添って一緒に居残ったという話も珍しくありません。

◎幕別町シンボルマーク

(平成28年2月6日制定)



◎幕別町マスコットキャラクター

(平成25年10月、要綱制定)



※(16パターンあり)

◎ご当地ナンバープレート

(平成28年4月、交付開始)



・原動機付自転車
(50cc以下、90cc以下、125cc以下)
・ミニカー
・小型特殊自動車
(農耕用・その他のもの)

ターは、商工会のイベントや公区の広報紙、北海道消費者協会の発刊紙、企業の店内装飾など15件の使用があった。
(4) この2年間、登録台数の約6割の方々に「ご当地ナンバープレート」を使用したいており、なお一層、多くの町民の皆さんに活用していただけるよう、機会を捉えて周知を図りたい。
(5) オール十勝での取組となるよう、機運の醸成に努めたい。



小島 智恵 議員
(政風クラブ)

問 町職員の住居手当の見直しを

答 支給要件確認などチェック体制を強化し、他の自治体例も参考に検討する

問 今年5月、札幌市職員19人が住居手当6千円余りを不正受給していたとの報道があった。親族間の賃貸借契約が不正の温床となっていた。市は再発防止策として、今年10月から3親等までの親族間賃貸借契約に対する住居手当の廃止、データが残る過去7年分の不正の有無を調査すると発表した。また、持ち家手当では、平成21年に国家公務員が廃止し、国は自治体へ見直しを助言。全国で86・7%、道内で38%の自治体が廃止した。以下の点について伺う。

(1)親族間の賃貸借契約の現状と今後の見直しについての考えは。
(2)持ち家手当の現状と今後の見直しについての考えは。

町長 (1)住宅を借り受けている職員に対する住居手当の支給者は、今年5月現在で82人、同月の支給総額は、179万9400円。親族が所有する住宅に関する住居手当の支給要件は、扶養親族が所

有する住宅、さらに扶養親族となっていない配偶者、父母および配偶者の父母が所有する住宅についても支給を認めていない。これに反する職員やこれらの親族以外の親族と賃貸借契約を締結している職員もいない。手続等のチェック体制は、毎年、全職員に対し、各種手当に変更が生じた場合、届出をするよう周知を図り、変更届提出時にその内容や関係書類等の確認をしている。今後の見直しについては、親族間の賃貸借契約に該当する職員はいなかったが、支給対象をいかにすべきか今後検討したい。また、チェック体制では、今後、毎年支給者全員に対し、支給要件の確認を行うとともに、住居手当の支給要件等の変更があった際は、速やかに届出をするよう指導し徹底を図る。

(2)自己所有の住宅に居住し、世帯主である職員に対しては、月額1万4千円の住居手当を支給している。支給人数は、今年5月現在で97人、同月の支給総額は

135万8千円。国や北海道における公宅の整備状況など、職員に対する住居環境の違いや町職員に対する定住対策といった観点もあり、他自治体の動向を注視しながら見直しを検討したい。

再質問 借家に係る住居手当で、3件の過大支給(8万1600円)を全額返済としたが、原因とチェック体制の強化は。

答 受給していた職員が変更の届出を失念をしたということが原因。今後、手続きの周知とともに、支給要件のチェックを徹底する。

問 プレミアム商品券事業の補助金を来年度以降も継続を事業効果を検証し、商工会と十分協議する

問 プレミアム付き商品券発行事業は、町が発行経費を補助金として支援しており、商業の振興に寄与していると考え、町総合計画の3カ年実施計

画では、平成31年度以降の計画には挙げられていない。来年10月に予定されている消費税率10%への引上げなど、今後も厳しい状況に変わりはなく、町の姿勢について伺う。

町長 平成31年度以降については、取扱事業所数の広がりや事業所における独自の集客の取組がプレミアム商品券発行事業と一体的に行われ、消費回帰の兆しが見られるかなど、事業効果を検証したうえで、商工振興策全体の中でのあり方について、商工会と十分協議をしたい。

再質問 過去には、臨時会で緊急に補正予算を審議したこともある。商工会との協議を早めに進めべき。

答 各事業所の取組の広がりなどを含めて検証し、商工会と協議したい。



商工会プレミアム付商品券の
発売チラシ(抜粋)



藤谷 謹至 議員
(拓政会)



平成29年に社会情勢の変化等に対応するため、公園行政は新たなステージに移行すべきであるという考えに立ち、都市公園の再生と活性化を推進するため、都市公園法が改正された。主な改正点は、公募設置管理制度、保育所等の占有物件の追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化となっている。町では公園長寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕・再整備を行っているが、都市公園法の改正に伴う今後の公園の整備と管理について伺う。

- (1)公園施設長寿命化計画の進捗状況と維持管理の現況は。
- (2)公募設置管理制度について町の考えは。
- (3)公園の活性化に関する協議会の設置と都市公園の維持修繕基準の法令化に伴う考えは。
- (4)第6期総合計画の中で「町民参加を基本に公園整備を計画的に進める」としているが、町民の意見をどのように聞き、どう整備に反映

問

幕別町における今後の都市公園等の整備および管理の方針は

答

今後、計画的な更新と適切な維持管理に取り組む

映しようとしているのか。

町長(1)公園施設長寿命化計画の進捗状況は、平成22年度策定の当初計画における判定結果の中でも劣化が顕著なDランクのうち、緊急度が高く、補修、もしくは更新、または撤去の対策等が必要となった要対策施設は125施設、そのうち103施設で対策が完了し、進捗率は82・4%となっている。また、今年3月に見直しを行った本計画における要対策施設は、当初計画で未対応であった22施設に加えて、新たに26施設が加わり48施設となった。公園利用者の安全を確保しながら計画的な更新と適切な維持管理に取り組む。

- (2)公募設置管理制度は、民間事業者による売店や飲食店等といった収益施設の設置を許可し、併せて、収益施設周辺の公園施設を収益施設から得られる収益によって整備することを条件とした制度。本町には、該当する公園がなく、同制度を導入する状況にはない。
- (3)公園の活性化に関する協議会の設置については、公園利用に関するニーズに応じて柔軟に対応している状況にあり、現時点において協議会を設置する必要性は極めて低いと考えている。維持修繕基準の法令化については、特に公園遊具は、全て年1回の点検・報告を実施しており、必要な点検等は既に行っている。点検結果と修繕内容を記録し、遊具等が利用されている期間は保存しなければならな

いことからの、適正な事務処理をしていきたい。

(4)これまで近隣公園を新設する際に、ワークショップを開催し、住民の皆さんからの意見を聴きながら整備を進めてきた。また、街区公園における遊具の更新でも、関係する公区の見解を聴きながら整備を行っている。直近ではナウマン公園の大型遊具の導入に当たり、忠類小学校の児童の意見を聴いて遊具の選定を行い、整備を進めてきた。今後も住民の皆さんの意見を聴く場を設けながら公園整備に反映したい。

再質問ナウマン公園の専用トイレの整備要望への対応は。

答どこに配置するかということも当然考えなくてはいけない。公園全体の中でこういった配置が必要か、トイレの必要性について、実態を十分に把握し、十分検討した中で対応したい。



ナウマン公園 親水すべり台



小田 新紀 議員
(拓政会)



問 北海道教育委員会は、教職員の超勤解消策として「学校における働き方改革」「北海道アクション・プラン」を策定した。その中で挙げられている「学校閉庁日の設定」は、文字通り学校を完全に閉庁するもので、一見、新たな休暇を設けるようにみられるが、勤務上の取り扱いを「休暇」や「校外研修」とはしていない。年休・夏季休暇・振替などとしていたり、設定日がもとと休日である年末年始であるなど、運用に当たって懸念事項がみられる。本町における運用にあたり、以下について考えを伺う。

(1)勤務対応で、年次有給休暇を義務付けるのか。また、校外研修については認められるのか。

(2)日程設定ならびに日数について、各学校がそれぞれ判断することとが可能か。

(3)本取組による効果と課題の検証方法は。

問 「学校閉庁日の設定」への対応は

答 学校現場の実情にに応じ、学校職員が休養を取りやすい環境整備に努める

教育長 (1)道立学校においては、今年度、北海道アクション・プランに基づき長期休業期間（夏季休業期間）内の8月13日から15日までの3日間に学校閉庁日を設定することを基本とし、学校の実情に応じて設定することで取組を進めている。本町においても道立学校と同様の期間、学校閉庁日を設定することとした。勤務上の取り扱いは、年次有給休暇や特別休暇の取得等により対応していただく考であるが、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意する。また、校外研修については、勤務上は勤務を要する日であり、校長が承認した場合については認めていく。

北海道アクション・プランの主な取組	
コミュニティ・スクールの導入促進	◆ 学校を核として、地域全体で子どもを育てます
部活動休養日等	◆ 全ての部活動で休養日等を完全実施します ・ 休養日は、毎週1日以上、土・日・祝日は1日以上実施するほか、学校閉庁日（実施大会等の場合は別の日）に重畳 ・ 活動時間は、平日2～3時間程度、土・日・祝日は、長期休業期間中は半日程度 ・ 競技団体等に大会やコンクール等の参加を要請 ※ スーパーが運動施設等の利用に際する適切なガイドラインを策定して、必要な実施を行います
学校閉庁日	◆ 長期休業期間中に「学校閉庁日」を設定します ・ 夏休み：8月13日（祝日の場合は3日間）（学校事情により異なることもあります） ・ 冬休み：年末年始の6日間（12/29～1/3） ◆ 基本的に職員は出勤せず、部活動も行いません
業務負担の軽減	◆ 民間団体等からの学校への依頼について、学校の負担軽減に向けた協力を団体等に要請します ・ 作文や絵画コンクール等への出席 ・ 家庭向け配布物 ・ 地域のイベント等への参加

問 スポーツイベントにおけるレガシーの取組を

答 子供達を軸とした事業を展開していく



問 本町では、オリンピック選手が数多く誕生し、大谷翔平選手の応援大使、古谷優人選手のプロ野球入団、三浦憂選手のFリーグ入団、そして、平昌オリンピックにおける高木姉妹の活躍、凱旋パレード&報告会と、他

に類を見ないスポーツ関連の大きな出来事が続いた。今後、こうしたイベントを一過性のものとせず、レガシーとして住民に還元、共有していくことが重要と考える。さらには、本当のスポーツ文化醸成への大きなきっかけにしていくべきと考え、町の見解を伺う。

(1)今後のスポーツ振興策についての考えと具体的な取組について。

(2)本町にゆかりのあるトップアスリートや町応援大使などを活用した今後の取組について。

教育長 (1)運動施設と地域資源を生かした「オリンピックの町」をさらに発展させていくため、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開する。今年度の主な事業は、小学生を対象とした本町出身のオリンピック選手による学校訪問事業やスポーツ教室、「町民と考えるオリンピックの町創生ワークショップ」などを実施する。

(2)町の宝である本町にゆかりのあるトップアスリートの皆さんの協力をいただき、子供たちと触れ合う事業を継続し、応援大使の皆さんとは、町の魅力をさらに発信していただくために、どのような取組が可能なのか、協議を重ねたい。



東口 隆弘 議員
(政清会)



問 日本人の死亡原因は、がん・心臓病・肺炎の順となっている。厚生労働省は、平成26年から5年間をかけて高齢者全員への肺炎球菌ワクチンの接種を目指しており、今年度が経過措置の最終年度となっている。平成31年度以降は、当該年度に65歳となる方などを接種対象者としている。ワクチン接種が高齢者の健康を守る効果が高いにも関わらず、接種率が高いとはいえない状況を考え、経過措置期間が終了する来年度以降の接種対象者の拡大に関して、以下の点について伺う。

- (1) 平成26年度から昨年度までの定期接種対象者数と接種した人数、接種率は。
- (2) 成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用と国の地方財政措置の状況は。
- (3) 平成31年度以降、定期接種対象者に加え、66歳以上で過去に接種を受けたことがない方に対して接種費用の助成を拡大する考えは。

町長 (1) 各年度の接種状況は、

問 成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用助成対象者の拡大を

答 現時点で接種費用の助成を拡大する考えはないが、今後も国の動向を注視したい

下の表のとおり。

	定期接種対象者人数、接種人数、接種率		
	対象者数	接種者数	接種率
平成26年度	1,827人	779人	42.6%
平成27年度	1,808人	652人	36.1%
平成28年度	1,890人	692人	36.6%
平成29年度	1,874人	649人	34.6%

(2) ワクチンの接種費用は、1接種7560円、うち4560円を町が助成している。国の地方財政措置は、市町村が負担する定期接種に係る費用の概ね3割程度が低所得者分として普通交付税で措置されることとしており、肺炎球菌ワクチン接種に係る単位費用の積算内訳及び基準財政需要額として算定される額については、市町村で把握することができない。

(3) 現時点で、平成31年度以降、66歳以上で過去に接種を受けたことがない方に対し、町単独で接種費用の助成を拡大する考えはないが、国では経過措置対象者のこれまでの接種状況等を踏まえ、改めて接種方法を検討するとしており、その動向を注視したい。

問 バイオガスプラントの建設に向けて

答 農業者の意向を把握し、農業関係団体等との協議を深めたい



問 日本および北海道の平均気温が上昇している。バイオガスプラントから生成される消化液は、温暖化や環境汚染の防止に貢献すると考えられる。管内でも行政主導型の建設が計画される中、幕別町としてプラント建設に向けての考えを伺う。

- (1) バイオマス導入調査を経て、どのような取組を展開してきたのか。
- (2) 酪農地帯を抱える幕別町の環境改善に向けて、町としての考えは。

町長 (1) 平成29年度に北海道バイオマスアドバイザー派遣事業を活用したセミナー、個別相談会を8月に3回開催した。同年11月には同事業を活用したJA忠類主催のバイオマス研修会が開催された。このほか、町では、北海道電力(株)および金融機関との情報交換、先進地視察、幕別町農業試験圃場で



幕別町家畜ふん尿バイオマス
利用可能性調査報告書

の消化液を使用した施肥試験等を行っている。

(2) 乳用牛の飼養は111戸で約1万7千頭、肉用牛の飼養は66戸で約6千頭、豚、馬等を含めると家畜全体の飼養頭数は、約2万5千頭であり、家畜排せつ物の町全体の発生量は、年間約33万トンと推計している。家畜排せつ物は、補助事業を活用した堆肥舎等の整備、幕別町家畜排せつ物利用促進計画に基づく指導等により、家畜排せつ物発生量の76・9%を堆肥化処理し、さらに17・4%をスラリー処理するなど、管理基準の適用外となる小規模畜産農家を除いた全ての家畜排せつ物が、適正に管理および処理されていると認識している。今後も農業者の意向を把握し、農業関係団体等との協議を深めながら、バイオガスプラントの建設等を含め地域の実情に応じた家畜排せつ物の適正な管理に努めたい。



岡本眞利子 議員
(政清会)



問 昭和26年、今から67年前に公営住宅法が施行されている。その後、何度も改正されているが、現在のライフスタイルにマッチしているのか疑問である。市町村においては、多様化する住宅確保要配慮者への対応が課題となるが、入居を希望しても断念しなければならぬケースもある。今後、公営住宅入居要件を緩和することも必要と考え、以下の点について伺う。

(1) 入居管理について。

(2) 現在の全公営住宅戸数と空き家戸数、政策空き家戸数は。

(3) 平成29年度の応募状況と高倍率の公営住宅は。

(4) 応募が無かった公営住宅の最長期間は。

(5) 公営住宅の連帯保証人について一部の住宅に限り連帯保証人を免除する制度を設けることができるか。

町長 (1) 今年3月末時点の町内の公営住宅戸数は、町管理分が795戸、北海道管理分が293

問	答
公営住宅の募集のあり方と管理状況、入居要件を緩和する考えは	住宅困窮要件や収入基準など、入居者資格を満たす方でなければ入居できない

戸の合計1088戸。空き家戸数は町管理分が61戸、北海道管理分が17戸の合計78戸。政策空き家は町管理分が50戸、北海道管理分では発生していない。②延べ募集戸数62戸に対して44件の応募があり、全体では約0.7倍の応募倍率となっている。また、高倍率となった住宅は、札内泉町団地で、1戸が6倍の倍率となった。③公営住宅の入居募集は、奇数月に行う定期募集と、定期募集で2回連続して応募が無かった住宅をいつでも入居できるとした随時募集の二つの方法により行っている。平成29年度の定期募集では6か月、随時募集では4年10か月となっている。

(2) 入居を希望する方の中には親戚や知人、友人などの身寄りも、知り合いもいない方が現にいる。こうした入居者は、連帯保証人がどうしても見つからない場合には、申立書の提出を受けて連帯保証人の連署を要しないとすると取扱いを行っている。



再質問 公営住宅に応募がない、空き状況が4年10か月ということなどをどのように捉え、今後の方策として、入居要件の緩和や入居者の負担軽減を図るべきではないか。

答 札内を希望される方が多く、浴室設備などがない住宅は敬遠される。民間であれば、家賃を引き下げるといこともできるが、公営住宅は家賃算定にも法律上の制約がある。入居要件緩和では、緩和することによって、本当に住宅困窮した方の入居機会が奪われてしまうということも考えられ、同居親族要件は引き続き継続して設けていく。設備の充実などについては、今後検討したい。

問	答
若者世帯、子育て世帯への支援の拡充を	「結婚新生活支援事業」を実施したい



問 政府は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、結婚支援や子育て環境の充実を推

進し、自治体の取組を支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を平成29年度から倍増するなど、総合的な対策に取り組んでいる。若い人たちの結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新生活を始めする新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部を支援する「結婚新生活支援事業」を本町でも実施すべきと考えるが、見解を伺う。

町長 平成30年度の国の事業は、夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下、世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯を対象に、1世帯当たり30万円を補助上限額とし、その2分の1を国が自治体に補助している。道内では、音更町を含む19市町村で取り組まれており、さらなる少子化対策や人口減少対策の一つとして、本町でも実施したい。





荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



問 中小企業振興基本条例を全国に先駆けて制定した墨田区では、区の職員が中小企業を一軒一軒訪問して実態をつかみ、条例を制定したことが中小企業を励まし、全国的な大きな流れとなった。また、平成26年の小規模企業振興基本法の制定を機に、28年には北海道が小規模企業振興条例を制定するなど、急速に広がりを見せている。中小企業は、地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たし、その活動がより一層活発になっていくことが重要と考え、以下について伺う。

(1) 町内の中小企業実態調査「幕別町経済実態調査」の実施を。

(2) 中小企業振興基本条例の制定を。

(3) 平成22年度から地域循環型経済の活性化・定住対策を図ることを目的に進めてきた「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度」を来年度以降も継続して取り組むべき。

(4) 幕別町が実施している小規模修繕登録制度の業種別実績と改善、拡充の考えは。

問

「幕別町中小企業振興条例」の制定を

答

総合計画に主要施策を掲げ、3カ年実施計画に基づき、様々な施策を実施している

町長

(1) 町内事業所における雇用の実態を把握するため、民間事業所のうち、常用の雇用者を有する600以上の事業所を対象に、毎年、「事業所雇用実態調査」を実施している。この中では、経営上の課題についても調査しており、平成29年度の調査では、「雇用の維持」、「施設・設備の老朽化」、「売上の減少」などが課題として上げられている。また、商工会では、小規模事業者のための経営発達支援計画に基づき、平成28年度に町内の313の事業所を対象に、「地域経済動向調査」を実施し、売上規模や経営上の課題、事業承継、事業者が求める支援などの調査結果が明らかになった。このことから、新たに「経済実態調査」を実施することは考えていない。新たな課題に対しては、どういった支援ができるのか、商工会と連携しながら研究したい。

(2) 総合計画に主要施策を掲げ、3カ年実施計画に基づき、様々な施策を実施してきた。条例制定の有

無に関わらず、中小企業・小規模事業者が本町経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っているとの認識のもと、多様なニーズに対応した具体的で実効性のある施策に取り組むことが町の責務であり、商工会の理事会や将来の経営者となる青年部との意見交換、法人会、青色申告会との懇談など、機会を捉えて意向を把握し、施策に反映していきたい。

(3) これまでの8年間の実績では、新築107件、23億3800万円を超える対象工事費に対して1070万円の商品券を、リフォーム597件、8億8100万円を超える対象工事費に対して2559万3千円の商品券を発行し、広く商店街の活性化や地域振興に寄与していると考えている。

今後は、登録事業者における営業活動や各商店における独自の集客の取組が継続的に行われるなど事業効果を検証し、商工振興策全体の中で本事業のあり方を検討し、商工会とも十分協議したい。

(4) 入札参加資格や建設業許可を有しない小規模事業者の受注機会の拡大を目的に、登録制度を設け、予定価格30万円未満の修繕を対象に実施している。登録事業者数は23社、平成29年度の発注実績は、発注件数327件、工事金額は1540万6948円。主な業種別の発注件数と工事金額は、内装211件、752万1296円、土木11件、212万4440円、建築36件、203万4320円。登録事業者数23社に対し、発注は13社に留まっている。工種によって修繕工事自体がなかったなど工種間の偏り、工事依頼時に事業者との都合が合わなかったなどが要因。今後は、年度途中の発注状況等を確認し、各担当部署に周知徹底を図り、事業者の事情をできる限り配慮しながら進めたい。制度の拡充は考えていないが、商工会理事会や技能士会総会等において周知を図り、小規模事業者の受注機会の拡大に努めたい。





内山美穂子 議員
(拓政会)



第6期総合計画では町の将来像を「みんながつながる住まいる まくべつ」、目標の一つに「地域や人がつながり行政とともに考え行動する」と掲げている。近年、情報通信技術の飛躍的な進歩によって私たちの暮らしや意識が大きく変化しており、情報発信の役割も多様化している。町民が町を知ることや必要な情報・行政サービスを受けることはもちろんのこと、「住みやすい町」と感じ、町に愛着を持って自ら行動したいといった気運の醸成も情報発信の大きな役割だと考える。また、様々な分野で活躍する町ゆかりの人たちの記録映像などを保管するだけではなく、町づくりを生かしたり、町をより身近に感じてもらえる新たな取組も必要と考えるが、以下について伺う。

(1) 広報紙やホームページなど情報発信の現状と活用成果は。

(2) 町内外の幅広い世代に関心を持たれるよう、スマホ対応のアプリやSNS、テレビのデータ放送など

ど複数の広報媒体を活用し、それぞれの特徴を生かして情報発信をしてはどうか。

(3) 公共施設にデジタルサイネージを設置し、映像による情報発信の手法を考えてみてはどうか。

町長 (1) 毎月発行している広報紙、町ホームページや防災情報メール、忠類地域における防災行政無線のほか、各種施策を紹介する冊子やPRパンフレットなどがあり、主な情報の媒体としては、紙媒体が中心になっている。これらの活用の成果は、分かりやすく指標化することが難しいが、ホームページの年間アクセス件数では、平成25年度は18万8577件であったが、28年度には30万件を超え、29年度の実績では27万8520件となっている。また、平成23年度から導入している広報モニターにより、毎年、15歳以上の6名の町民の方々の協力を得て、広報紙やホームページに関する意見をいただき、見出しの工

夫やレイアウトのあり方など、親しみやすい広報紙等の制作に取り組んでいる。

(2) 広報紙アプリとSNSの導入に向けた検討を行っているところであり、SNSについては職員に対する運用の周知や情報管理のあり方などの課題を整理したうえで、その特性を生かした情報発信に取り組みたい。

(3) 役場本庁舎1階ロビーのモニターに、高木姉妹の凱旋パレードの映像などを放映しているほか、札内コミュニケーションプラザでは、施設の利用状況をデジタルサイネージで案内しており、百年記念ホールでも、デジタルサイネージによる情報発信の準備を進めている。今後、公共施設に設置しているモニターを有効に活用し、文字や写真では表現しきれない、紙媒体とは違った表現や映像を分かりやすく発信し、既存の広報媒体と有機的に結び付け、広報目的に応じて、的確に情報提供できるよう、効果的な情報発信に努めたい。

問	答
情報発信が魅力ある町づくりにつながるよう新たな取組を	広報紙アプリとSNSの導入に向け検討している



役場本庁舎1階ロビー
(高木姉妹報告会などを放映)

再質問 命にかかわる情報は、あらゆる媒体、機会を活用し一人でも多くの町民に確実に届くようにすべきと考える。最近、地上デジタル放送のデータ放送を利用して、災害時の緊急情報を伝える自治体も増えてきた。こうした地デジ広報もその手段の一つとして活用できるのではないか。

答 UHBで6団体、STVでは札幌市が取り組んでいる。大変おもしろい取組で、今後、それに取組むかどうかというのを踏まえ、さまざまな情報の媒体、発信の媒体があることから、引き続き調査・研究していきたい。



中橋 友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



問 全国的に児童虐待やいじめ、体罰など子どもが被害者となる事件が後を絶たない。子どもの人権を守り、安心して育つことのできる環境づくりが求められている。幕別町では「子どもの権利に関する条例」を、平成22年全道で5番目に制定し、「安心して・自分らしく・豊かに育ち・主体的に参加する権利」をうたっている。町民全体に普及が促進されるよう次の点を伺う。

(1) 条例に沿った取組と、今後の計画は。

(2) 町民への周知、学習講演会などの実施を。

町長 (1) 条例では、「こどもの育ちの支援」など、五つの施策を規定している。最近の主な取組の事例では、保育所での温かいご飯の提供や空調設備の設置、学校でのICTの整備など保育・教育環境の充実を図っている。今後の計画では、本年度に実施する「子どもの貧困実態調査」や「子ども・

問 「子どもの権利条例」を生かしたまちに
答 子どもの権利に関する絵本や書籍コーナーを図書館に設けるなど啓発を図る

子育て支援事業計画」に係るニーズ調査により、子育て世帯の経済状況と生活環境や、学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握し、子どもの権利の保障に資する施策の充実に努めたい。

(2) 国連総会で定めた「世界子どもの日」の11月20日に合わせ、図書館において子どもの権利に関連する絵本や書籍コーナーを設ける予定であり、今後も、これまでの広報・普及活動を継続するとともに、講演会の開催など、子どもの権利に関する理解を深めるための周知に努め、各種事業を通じて啓発を図っていく。

問 少人数数学級・部活の休養日の実施を
答 「部活動の週1日程度の休養日設定」は実施されている

問 子どもの健やかな成長のために、ゆとりを持った教育が望まれる。全国教職員アンケートの結果、教育改革に望むことの第1位は、「学級定員の少人

数化」である。また教員の多忙化解消のために、道教委が提案した「北海道アクション・プラン」の対応も急がれる。

(1) 町独自の少人数数学級の実施は。

(2) 今後の児童・生徒数の推移は。

(3) 三十人以下学級の実現に必要な教員数と予算は。

(4) 道教委に少人数数学級早期実施の要請を。

(5) 部活動の休養日など「北海道アクション・プラン」実施を。

教育長 (1) 町独自で少人数数学級の配置を行うことは、教員の独自採用や教室の確保等の課題がある。特別支援教育支援員の配置など町独自の支援策により、きめ細やかな対応に努めたい。

(2) 5月1日現在の小学校の児童数は1423人。今後の推計では、36年度には1194人、本年度と比較して、229人、16・1%の減と推計している。中学校の生徒数は、5月1日現在で755人。36年度には725人、本年度と比

較して、30人、4%の減と推計している。

(3) 学級増に伴い増員となる教員は、小学校で10人、中学校で3人、合わせて13人の増となる。人件費は、道教委が公表する教職員給与を参考に試算し、約6300万円、これに共済費を含め約8900万円の予算が必要になる。

(4) 十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通して、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを行うよう訴えたい。

(5) 平成22年に北海道町村教育委員会連合会や北海道中学校校長会、北海道中学校体育連盟など関係機関の中で「週1日程度は休養日」を設けること」など部活動指導の見直しに係る申し合わせが行われており、町内各中学校に対し、「週1日程度の休養日設定」について周知しており、全校でほぼ実施されている。





板垣 良輔 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



高齢社会が著しく進み、幕別町において高齢化率は

30・9%（2017年）に上っている。今後もこの傾向は進んでいくと予測され、高齢者への福祉政策は喫緊の課題である。幕別町は、高齢者保健福祉ビジョンを策定し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくとしている。昨年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しているが、必要とする高齢者に十分に対応できているのか。また、高齢者が安心して暮らせる施策の充実を求め、以下のことについて伺う。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況について。

(2) 要支援の認定者数と事業の利用者数は。

(3) サービスを提供する体制は整っているか。

(4) 後期高齢者医療制度について。

(5) 健康診断目標値の実現の手だては。

(6) 今年度から所得割軽減がなくなるが、影響する人数と金額は。

問 高齢者が安心して暮らせる政策の充実を

答 住民が主体的に参加、活動できる地域づくりに向け、関係機関等と協働していく

また、減免措置の復活を広域連合や国に対して求めることは。

町長 (1) 地域包括ケアシステム

は、市町村が地域の特性に応じてつくり上げていくことが重要であり、全ての市町村が新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施するとされている。本町においても、昨年度から予防給付のうち、「訪問介護」および「通所介護」を新総合事業に移行し、それぞれ「訪問型サービス」、「通所型サービス」として提供している。

(2) 今年3月末時点の要支援の認定者数は、要支援1の方は243人、要支援2の方は214人で、合計457人。基本チェックリストにより新総合事業のサービスを利用することができると認定された方は44人。事業の利用者数は、今年3月の利用状況では、「訪問型サービス」の利用者数は、要支援1の方が30人、要支援2の方が29人、事業対象者の方が3人の合計62人。「通所型サービス」

の利用者数は、要支援1の方が79人、要支援2の方が69人、事業対象者の方が31人の合計179人。また、このうち両方のサービスを利用している人数は、要支援1の方が8人、要支援2の方が8人、事業対象者の方が2人の合計18人。

(3) 「訪問型サービス」と「通所型サービス」は、既存の訪問および通所事業所において従前どおりのサービスが提供されており、新総合事業の移行に伴い、サービスが利用できない、不足しているという状況は生じていない。また、高齢者の多様な要望に応えるため、「訪問型サービス」と「通所型サービス」のうち、個人やボランティア、町内会、老人クラブなどの地域住民が、簡単な生活援助や自主的な通いの場を多様なサービスとして提供できることとなり、幕別町社会福祉協議会において、今年度内を目標に新たな通所型の多様なサービスの構築を進めている。

(4) ①後期高齢者健康診査の受診率の向上を図るため、個別に受診勧奨を行うとともに、新聞折込での健診リーフレットの配布により、受診率は、27年度が14・69%、28年度が16・89%、29年度は18・9%と年々上昇し、広域連合で定める目標値の15%を上回っている状況にある。今後も、受診可能な医療機関の拡充やまぐべつ健康ポイントラリーを活用した受診勧奨に努める。

②影響については、30年度において2割軽減の特例措置が継続していた場合、軽減対象者数は568人、軽減額は498万3千円。これまででも特例措置として講じられている保険料の軽減措置は、国の責任において継続するよう北海道町村会を通じて要請を行っている。今後も国に対し制度の安定的な運営を要望していく。





野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問 性の多様性を尊重する手だてを

答 町職員の研修や住民向けの講習会等を検討する

問 性の多様性の実態は、「LGBT」という言葉を通じて急速に広がっている。Lレズビアン（女性同性愛者）、Gゲイ（男性同性愛者）、Bバイセクシュアル（両性愛者）、Tトランスジェンダー（自身の性別に違和感を持っている）の頭文字である。2015年の広告代理店による調査では、全人口の約8%、13人に1人の割合で存在していることが分かっている。「LGBT」の方が、差別や偏見を受けることなく、自分らしい生き方ができるよう、全国で行政が対策を始めている。次の点について伺う。

- (1) 町職員の認識を高める研修を。
- (2) 町民に正しい知識が根付くよう、広報活動や講習会の実施を。
- (3) 小中高校の教職員への研修を。
- (4) 図書館・保健室の蔵書整備を。

町長 (1)、(2) LGBTに関する認識は、まだ十分な状況ではない。特定の担当職員のみならず、全職員がLGBTに対する正しい知識

を持ち、LGBTの方々を抱えている課題についても共通理解を図りながら、適切に対応する必要がある。このような取組を進めるためには、十勝全市町村が一体となつて広域的に取り組むことが効果的であり、「十勝定住自立圏共生ビジョン」において、十勝全体の共通課題として捉えるよう提案し、職員研修や住民向けの講演会等の共同実施に向けて検討を進めたい。

教育長 (3) 町内の小・中学校では、国などの資料や通知を基に、職員会議や校内研修等により、LGBTに対する適切な理解を深めている。今年度は十勝教育研修センターによる研修講座の中にLGBTに係る講座が組み込まれており、一定程度の研修は実施されている。高校の教職員に対する研修では、国や道からのLGBT等に関する通知や資料は、道立高校とともに私立高校にも発出され、校内研修や道教委等の研修により理解が進められている。

(4) 町図書館の「LGBT」関連図書は45冊。今後も人権や人の尊厳に配慮しながら、時事に関連する資料や時機を捉えた図書の収集に努めたい。学校図書館の蔵書では、小学校4校12冊、中学校2校3冊。保健室への図書の整備は、保健室が比較的限制された児童生徒により利用されることを想定した場合、プライバシー保護の観点から、一律に整備することは難しい。

問 若者・大人の「ひきこもり」支援の手だてを

答 相談支援体制の充実に努める



町長 「ひきこもり」は6か月以上自宅にひきこもり、社会的参加をしない状態が持続すること、精神障害が第一の原因と考えにくい状態を「ひきこもり」と呼んでおり、30・40歳代からひきこもる人が増えている。こうした状態を変えていくには、第三者の手助けが不可欠といわれている。次の点について伺う。

- (1) 「ひきこもり」の実態調査を。
- (2) 相談支援の充実に。
- (3) 家族への支援を。
- (4) 社会参加の手だてを。

町長 (1) 国等の実態調査で導き出された傾向を踏まえ、ひきこもりの相談の機会を通じて、当事者やその家族との個別のヒアリング調査により、当事者一人ひとりの状況に応じた支援に努めたい。

(2) 昨年9月、女性を対象とする「ひきこもり当事者の会」が発足し、町では職員が会の立上げ準備から関わり、会場確保や会合にも出席するなどしている。今後も、町としてできる限りの支援に努めたい。

(3) 今年開催される研修会は、親や家族がひきこもりに対する理解や具体的な対応を学べる機会となることから、参加を促したい。

(4) 「ひきこもり当事者の会」の方々などの意見を聞きながら支援の充実に努めたい。

